

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

〔適切な施設運営の確保〕

※法令等略語

最低基準

- ・・・「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」
「宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例」
「宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

指針・要領

- ・・・「保育所保育指針」（平 20.3.28 厚生労働省告示第 141 号）
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平 26.4.30 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

- 労働者名簿を未作成，または記載漏れがある。

（主な項目）

- ・労働者名簿を作成していない，または一部記載漏れがある。
- ・退職者の労働者名簿に退職日・理由の記載がない。

根拠・参考：労働基準法第 107 条第 1 項，同法施行規則第 53 条第 1 項

指導：内容を網羅し，作成または修正し，整備保管をすること。なお，退職日・理由は労働者名簿の記載事項のため，漏れなく記載し 3 年間保存すること。

- 資格証の確認ができない。

（主な項目）

- ・職員の資格証（写し）の保管がされていない。
- ・保母資格証明書を保育士証に更新していない。

根拠・参考：最低基準

指導：資格を要件とする職員については，適切に整備保管すること。

- 通常開所日にも関わらず園全体，もしくは特定の学年を休園にしている。

（主な項目）

- ・お盆期間中に，利用者からの希望があるにも関わらず休園にしている。
- ・入園式などの行事を実施する関係で，参加しない他の学年を休園にしている。

- ・利用者に対して、特定の日に、園に預け入れの希望を出さないように強要している。

根拠・参考：運営（管理）規程

指導：事前の調査等により、利用者全員の希望がないことが判明している場合を除き、開所時間として設定しているとおり運営すること。

- 調理室（設備）の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・手洗い設備に石鹸・爪ブラシ・ペーパータオルの設置をしていない。
- ・出入口や窓が閉められておらず、埃やこん虫の進入を防げていない。
- ・調理室内の温度・湿度を記録していない。
- ・調理室内が高温多湿（温度 25℃超，湿度 80%超）である日が続いている。
- ・保存食を決められた方法（-20℃以下で 2 週間以上）で保存していない。
- ・ねずみやこん虫の駆除を半年に 1 回以上実施していない。

根拠・参考：「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号・社援基発第 0707001 号・障企発第 0707001 号・老計発第 0707001 号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

指導：衛生管理チェックリスト等を利用し、確実に記録を残すことで確認を徹底すること。

- 給食調理従事者・保育所調乳担当職員の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・月 1 回以上検便を実施（検査項目：赤痢菌・サルモネラ菌・O157）していない。
- ・給食調理業務委託の委託先から派遣される従事者の健康診断・検便の実施記録の確認をしていない。

根拠・参考：「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号・社援基発第 0707001 号・障企発第 0707001 号・老計発第 0707001 号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

指導：検便を実施し、食中毒の予防に努めること。

- 施設内設備や遊具などの安全管理状態が不十分である。

（主な項目）

- ・棚や大型家電などに転倒防止策や落下防止策が講じられていない。
- ・階段の手すりやベランダの柵などにぐらつきがある。
- ・工具やハサミなどが児童の手の届くところに置いてある。
- ・遊具が破損している，又はねじに緩みが生じている。
- ・木製遊具が腐食している。

根拠・参考：指針第 5 章-2-(2)

指導：・地震対策や事故防止の観点から速やかに改善措置を講じること。

- ・定期的に施設の設備等を点検・確認し、記録を残すなど施設内の事故の防止に努めること。

○ 薬品の管理が不十分である。

(主な項目)

- ・保護者から預かった薬品を園児の手の届く場所に保管しており、誤飲のおそれがある。
- ・薬品の期限が切れているものがある。

指導：誤飲を防ぐため、保管場所には充分注意すること。

○ 使用済みオムツの処理が不十分である。

(主な項目)

- ・保育室に使用済みのオムツが保管されている。
- ・使用済みオムツを入れた袋・箱の口が空いている。

指導：園児の手に触れることがないように、密封しトイレ等に置くこと。

○ 避難訓練及び消火訓練が消防法令に定める回数を実施していない。

(主な項目)

- ・避難、消火に関する取組を実施していない月がある。
- ・実施はしているが、記録を整備していない。

根拠・参考：最低基準，消防法施行令第3条の2第2項，消防法施行規則第3条第10項，
「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日
社援第10号）

指導：保育所等の児童福祉施設においては，消火訓練及び避難訓練を毎月実施するとともに，実施記録を残し，結果と反省を踏まえて改善を図ること。

○ 消防用機器・設備の点検が実施されていない。

根拠・参考：消防法第17条の3の3，同法施行規則第31条の6

指導：危機点検について6か月ごと，総合点検は1年ごとに実施し，安全確保を図り不測の事態に備えること。

○ 防火管理者の選任がされず，消防計画書が所轄消防署に届出されていない。

根拠・参考：消防法第8条第1項，同条第2項，

消防法施行規則第3条，同法施行令第4条第3項

指導：政令で定める資格を有する者の中から防火管理者を選任し，消防計画の作成，通報・避難訓練等の実施や消防用設備の点検等を行って防火管理を図ること。なお，防火

管理者と消防計画を定め、あるいは変更したときは、所轄消防長又は消防署長に届け出ること。